

健全化判断比率等審査意見書

遠 監 第 1 9 号
令和5年8月21日

遠野市長 多 田 一 彦 様

遠野市監査委員 多 田 博 子
遠野市監査委員 奥 友 康 悦

令和4年度遠野市健全化判断比率等の審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査に付された標記の健全化判断比率等を審査したので、その結果について、次のとおり意見書を提出します。

令和4年度健全化判断比率等審査意見

第1 審査の対象

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類

第2 審査の期間

令和5年7月31日から令和5年8月21日まで

第3 審査の方法

この審査は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「法」という。）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき市長から提出された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

第4 審査の結果

1 総合意見

審査に付された健全化判断比率等及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められた。

(1) 財政健全化判断比率

(単位：%)

健全化判断比率	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	比較	備考
ア 実質赤字比率	—	—	—	—	—	
早期健全化基準	13.24	13.23	13.18	13.24	0.06	
イ 連結実質赤字比率	—	—	—	—	—	
早期健全化基準	18.24	18.23	18.18	18.24	0.06	
ウ 実質公債費比率	11.5	11.1	10.8	11.1	0.30	
早期健全化基準	25.0	25.0	25.0	25.0	0.00	
エ 将来負担比率	81.2	60.3	65.9	57.2	△ 8.70	
早期健全化基準	350.0	350.0	350.0	350.0	0.00	

(2) 経営健全化資金不足比率

(単位：%)

対象会計	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	比較	備考
水道事業会計	—	—	—	—	—	令第17条第1号
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	0.00	
下水道事業会計	—	—	—	—	—	令第17条第1号
経営健全化基準	20.0	20.0	20.0	20.0	0.00	

(⑤901_健全化判断比率)

備考欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号。以下「令」という。）第17条に規定する資金不足比率の算定に用いる事業の規模について、法適用企業（法第2条第1号イに規定する法適用企業をいう。）に係る特別会計については「令第17条第1号」と記載している。

2 個別意見

(1) 健全化判断比率

ア 実質赤字比率について

令和4年度の実質赤字比率は、赤字を生じていないため数値は算出されず、早期健全化基準を下回っており、健全範囲であると認められた。

イ 連結実質赤字比率について

令和4年度の連結実質赤字比率は、赤字を生じていないため数値は算出されず、早期健全化基準を下回っており、健全範囲であると認められた。

ウ 実質公債費比率について

令和4年度の実質公債費比率は11.1%で前年度に比べ0.3ポイント増加したが、早期健全化基準の25.0%を下回り健全範囲であると認められた。この数値は地方債発行許可団体となる18.0%も下回っている。

この比率は令和2年度から令和4年度までの3か年平均値となっており、単年度ごとでみると令和4年度は前年度に比べ、令和3年度に借入したケーブルテレビFTTH化整備事業に係る過疎対策事業債の返済が開始されるなど元利償還金が約1,700万円増加した。一方、市民税の増加などにより標準税収入額等が約2億2,300万円増加したものの、基準財政需要額における臨時財政対策債償還基金費の廃止、高齢者保健福祉費及び包括算定経費の単位費用の減額に伴う普通交付税及び臨時財政対策債発行可能額の減少などにより、標準財政規模が約3億9,500万円減少したことから、同比率は増加となった。

エ 将来負担比率について

令和4年度の将来負担比率は、57.2%で前年度に比べ8.7ポイント減少した。早期健全化基準の350.0%を下回り健全範囲であると認められた。

令和4年度は、平成17年度及び平成18年度に借入した下水道事業債の繰上償還及びプライマリーバランスの黒字化を堅持したことにより、一般会計における年度末市債残高が前年度に比べ約10億5,700万円減少したことに加え、公債費に充当可能な基金が約3億2,300万円増加したことなどにより、将来負担額が前年度よりも減少する結果となった。

(2) 資金不足比率について

令和4年度の水道事業会計及び下水道事業会計に係る資金不足比率は、資金不足を生じていないため数値は算出されなかった。

経営健全化基準の20.0%を下回っており、いずれも健全範囲であると認められた。

(※事業規模による経営健全化基準の早期健全化基準は20.0%であるが、資金不足比率が10.0%以上の場合は起債発行許可会計になる。)

3 是正改善を要する事項

指摘すべき事項は、特にない。